



平成 29 年 8 月 14 日

各 位

会社名 神 栄 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 小野 耕司
(コード番号 3 0 0 4 東証 1 部)
問合せ先 執行役員 経理・財務部長 中西 徹
(TEL. 0 7 8 - 3 9 2 - 6 9 0 1)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、近畿財務局に提出いたしました平成 28 年 3 月期及び平成 29 年 3 月期の内部統制報告書の訂正報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、平成 29 年 6 月 24 日に当社連結子会社の神栄（上海）貿易有限公司（以下、「神栄（上海）」といいます。）において、多額の債権未回収による資金繰りがひっ迫し一部支払先への支払いが滞っているとの報告を受け、6 月 29 日に調査チームを神栄（上海）に派遣し、調査したところ、実体のない架空売上を計上する等、不適切な会計処理を行っていることが判明しました。その後、調査チームを拡大し、実態解明を続けておりましたが、平成 29 年 7 月 10 日、内部統制上の重大かつ不測の事態として、代表取締役社長を委員長とする委員会（以下、「本委員会」といいます。）を設置し、本件の実態解明、原因・動機の究明、本件以外に類似の事象有無の調査、過年度決算に与える影響及び本件不正取引を防止しえなかった理由等を踏まえた再発防止策の検討を実施いたしました。

調査の結果、①納入実体のない架空取引、②納入実体のある循環取引、③納入実体の確認できない架空・資金循環取引の 3 種の不正が行われていたことが判明しました。

これにより、当社は過年度の決算を修正するとともに、平成 28 年 3 月期から平成 29 年 3 月期までの有価証券報告書、及び平成 29 年 3 月期第 1 四半期から平成 29 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、当社において、関係会社の管理体制が不十分であったこと、関係会社の財務諸表のモニタリング体制が不十分であったことなどの不備があり、内部統制が機能しなかったことによるものです。

以上のことから、当社及び関係会社の全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制、及び関係会社の売上プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったため、不適切な会計処理が行われかつその発見に遅れを生じさせたものと認識しております。

2. 事業年度末までには是正できなかった理由

本件は当事業年度末日以降に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正するため、本委員会の検討結果を踏まえ、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1) 管理体制の強化

①海外 BU における牽制機能の強化

※「BU」とは、事業単位 (Business Unit) の略であり、当社グループにおきましては、事業部門の本部における当社の部又は関係会社を指します。

②本社による統制機能の強化

③グループ間取引に対する管理の強化

2) コンプライアンス意識の向上

①役員及び BU 長へのコンプライアンス研修の強化

※「BU 長」とは、各 BU の長であり、事業部門の本部における当社の部長又は関係会社社長を指します。

②従業員についても定期的なコンプライアンス研修の強化

3) 職務分掌の徹底

①内部牽制機能を実効的なものとするための当該 BU の規模に応じた権限分離が徹底できる職制及び組織の整備

②BU 長単独取引の原則禁止

③モニタリング等による確認

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記不備に起因する必要な修正事項は、過年度の連結財務諸表に反映させているため、当事業年度の連結財務諸表に与える影響はございません。

5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見です。

以上